|  |
| --- |
| 平成２９年度（２０１７年度）社会福祉法人　いなほ福祉会児童発達支援センター　通園めだか　事業計画書 |

１、事業の目的・方針・・・発達支援・家族支援・地域支援

地域の障害や発達につまずきのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと**＜発達支援＞**や通所児童の家族に対して障害受容のサポートを行うこと**＜家族支援＞**を事業の目的とする。

又身近な地域における通所支援機能として、日々通所してくる児童はもとより、通所児童以外の地域の障害児やその家族を対象とした支援や保育所をはじめとする障害児を預かる施設への援助や助言をあわせて行う（保育所等訪問支援事業）など、地域の中核的療育支援施設としての役割を果たす**＜地域支援＞**、又児童発達支援センターの必須事業である、障害児支援利用計画（相談支援）を行い全ての障害児者に必須となる計画相談作成の事業所として、障害者の計画相談事業と協力共同しながら地域の要望にこたえていく。

２、利用定員

定員　２０名　　　利用登録者　２０名（Ｈ２９年４月予定）

３、職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **職種** | **定数** | **現員** |
| 管理者 | １名 | １名（兼務） |
| 児童発達支援管理責任者（センター・保育所等訪問） | １名１名 | １名（兼務） |
| 相談支援専門員 | １名 | １名 |
| 保育所訪問員 | １名 | １名（兼務） |
| 保育士 | ４名 | ４名 |
| 児童指導員 | ２名 | ４名 |
| 指導員 |  | ５名 |
| 相談員 |  | １名 |
| 臨床心理士 |  | １名 |
| 給食調理員 |  | １名 |
| 嘱託医 | １名 | １名 |
| 送迎運転手 |  | １名 |
| 送迎添乗員 |  | １名 |
| **合　計** | １2名 | ２２名 |

４、営業日及び営業時間

1. 営業日

　月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く）

　第１・３土曜日

1. 営業時間

　　月～金曜日　　　　９：００～１５：００

　　　（毎週火曜日の午前中は親子保育）

　　第１・第３土曜日　９：３０～１１：３０

５、今年度の重点方針

＜発達支援＞・・通所児童への支援

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族に対して、通園の方法をとり日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障します。また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する支援を行います。

＜家族支援＞・・通所児童の家族に対しての支援

親子保育の実施や懇談会、学習会を開催し、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくりながら保護者や家族の障害受容のサポートをしていきます。また適正な就学や就園について一緒に考え、見学等行いながら、子どもの立場に立った次の進路決定のサポートをしていきます。

①主任を中心とした職員集団の構築と保育実践の更なる充実

三重県の事業である「障がい児等療育相談支援事業」が開始することもあり、２９年度は、主任と管理者の業務分担をさらに明確にし、児童発達支援センターに通ってきている子どもと家族の発達支援・家族支援は主任が担当、管理者はそれ以外の地域の子どもと家族の発達支援・家族支援および地域支援を主に担当することとします。

その為、主任を中心に職員集団の構築と、保育実践の更なる充実を目指していけるような職員配置をし、主任が現場から一歩引いた形で主任と児童発達支援管理責任者の業務が行えるようにします。

また保育の課題や職員の課題につては、管理者と主任で共有しながら、研修計画や会議を計画的に行い、保育と職員資質の向上に努めます。

また正規職員は、関係機関との連携と学習する機会を増やす為に、外部機関への同行に積極的に出ていただき、専門知識の向上に努めます。

②発達相談を通して、保護者と子どもの発達課題を共有するとともに、職員の発達観を一致させていく

２９年度も引き続き、外部の臨床心理士に発達相談をお願いして、通園の臨床心理士の発達相談も行いながら、全員の年１回の発達相談を保障します。

発達相談を通して保護者・職員の発達観を一致させ、子育て・実践での方向性を共有していきます。

また、発達相談の報告および個別支援計画作成を通して、ケース会議を定例化し、子どもの発達段階と保育の課題、保護者の願いを明確にし、職員が子どもの課題を理解して保育実践が行えるシステムを構築していきます。

＜地域支援＞・・障がい児等療育相談支援事業と相談支援・わんぱく教室

③障がい児等療育相談支援事業の開始

２９年４月より、三重県の事業である「障がい児等療育相談支援事業」の委託を受けて、地域で暮らす障がい児（者）又は発達が気になる児童等並びに家族等の相談支援を行い、障がい児等の地域生活を支援するとともに、地域支援ネットワークを整備して地域資源の改善・開発等に向けた取り組みを行い、地域での療育機能の充実を図ります。

三重県南郡圏域の相談機関である「あしすと」に在籍しながら、前任者が今まで築いてきた事業をまずは引き継ぎながら、関係機関との信頼関係の構築を優先課題として取り組みます。

この事業を受けるにあたり、新たに職員を採用し、幼児・児童の支援については時間をかけて経験しながら覚えていただけるよう、まずは通園めだかの管理者が支援する体制を取りながら、事業が円滑に前任者から引き継げるようにしていきます。

前任者からの引き継ぎを優先しながら、通園めだかとしてこの事業をどのような形にしていくか、模索していきます。

④相談支援専門員の育成

相談支援専門員を４月で交替し、相談支援の業務を引き継ぎます。

困難ケースについては、管理者がサポートしながら、半年かけてモニタリングと計画作成の業務の引き継ぎを行います。

また、子どもの相談支援専門員としてつけてほしい技術や考え方を学んでいただくために、発達の学習会や保護者学習会に参加していただくなど、必要な研修に出ていただきながら、専門性の向上を図り、通園としての発達観を培い、通園の相談支援専門員としての資質の向上に努めます。

⑤わんぱく教室（月２回）の見直し

２７年度より、保育所へ通っている少ししんどい子どもと、めだかの５才児を対象として実施してきました。２９年度も同じような対象で実施しますが、「障がい児等療育相談支援事業」の委託を受けることから、２９年度は年数回、登録児童だけではなく地域の発達の気になる子どもが無料で参加できるわんぱく教室（集団療育事業）を実施し、地域支援を行います。また新たな取り組みの中で、地域に必要なわんぱく教室のあり方を模索します。

⑥転園児・卒園児の保護者集団作りと必要な社会資源の模索

通園めだかが開所して、１０年を迎えます。１０年の節目を迎え今後の地域の課題や通園めだかが果たす役割を考える為に、卒園児とその保護者が一堂に集える場を計画し、今の地域の課題を保護者と話し合う機会にしたいと考えます。その中で、三重県に必要なシステムの構築、必要な社会資源の模索をし、今後の地域支援を保護者と一緒に考える礎を築きます。

６、利用者への福祉サービス

（１）日課

（月～金曜日）

9:00 　 10:00 11:15 12:45 14:00 14:15　　15:00

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

登園　　散歩・製作　　給食　　　　午睡　　起床　　おやつ　あつまり

　　自由遊び　音楽リズム等　　　　着替え　　　着替え　　　　降園

（第１・第３土曜日）

　　　　9：30　登園　　　10：00　あつまり・活動　　　11：30　降園

（２）保育・療育支援

＜ねらい＞

子どもはほぼ毎日、１日６時間程、母親と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助をうけながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障します。

保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざします。

＜内　容＞

1. 道具を使った遊びや活動や、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読み聞かせ手遊びなどを多くとりいれた保育・療育をおこないます。
2. 子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄　　・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育をおこないます。
3. 就園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みを行　　　います。

（３）親子保育の実施・懇談会・学習会の開催

毎週火曜日９時から１１時まで、親子保育を実施します。

年数回の保護者懇談会・年１回の家庭訪問・年１回の個別懇談を実施します。

系統だった保護者学習会を、通園くじら・通園らっこと共に開催します。

（４）その他必要な援助

園での発達相談の開催と市町村による発達相談等への資料提出と同行

個別療育への同行・個別相談への同行

（５）健康管理

年２回　嘱託医による健康診断を実施します。

年１回　三重県歯科医師会による歯科健診を実施します。

年１回　三重県立盲学校の先生による　視力検査を実施します。

（６）送迎サービス

事業実施区域内の希望者全員の完全送迎を実施します。保護者の希望をきき、送迎利用契約等を結んだ上で、実施していきます。

送迎費については、片道１０００円・往復２０００円を頂きます。

但し、非課税所得者のご家庭については、送迎費を免除します。

（７）給食サービス

一食につき２００円（給食及びおやつも含め）となります。

但し、非課税所得者のご家庭については、一食につき１００円（給食及びおやつ含め）となります。

７、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・個別支援計画・健康診断記録・給食日誌・避難訓練記録・研修記録等、児童発達支援センターとして定められた必要書類の整備を行います。

８、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

９．緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡するとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

　　事故が発生した場合は、県・市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故状況及び事故に際して取った処置について、記録するものとします。

　　また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

１１、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害は発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置　を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

・避難訓練の実施　（月に１回）

・消防設備等の点検（年に２回）

１２、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

１３、苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつて適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

　苦情解決責任者　　　　　下口　公未佳

　　　苦情解決担当者（受付）　仲　さより

　　　第三者委員　　　　　　　紀宝町福祉課

１４、職員（援助者）の援助技術の向上

（１）職員会議（ケース会議・グループ会議含）の実施（週１回）

　（２）研修の実施

　　　・研修計画の策定

・各種研修会への参加

　　　・発達の学習・障害についての理解・就園／就学についての学習等

　　　・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

１５、事務・財務管理

（１）会計処理の適正化をはかります

（２）請求事務の効率化・適正化をはかります

出欠表・記録表の実務まで職員でおこない、事務センターへ送る

（３）経費の省力化をはかります

１６、その他の業務

（１）和歌山県障害児保育運動連絡会および三重県障害児通園施設等連絡協議会へ結集し、その運動の一翼を担います

（２）地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）につとめます

（３）地域との協力につとめます

＜資料　年間行事計画＞

春：入園式／春の遠足／健康診断／家庭訪問／保護者懇談会／学校見学

夏：５歳児宿泊保育／夏まつり／進路アンケート実施／保護者懇談会

秋：保育開放週間／運動会／個別懇談／保育所見学／保護者懇談会／健康診断

歯科検診／給食試食会

冬：クリスマス会／もちつき大会／生活発表会／お別れ遠足／保護者懇談会

卒園式・修了式